

未決拘禁法案に反対し代用監獄の廃止を求める声明

1 2006年3月13日、刑事施設・受刑者処遇法改正案（以下、「未決拘禁法案」という）が国会に提出された。同法案は、代用監獄の恒久化に道を開くものであって、到底容認できない。

2 自由法曹団は、2月22日、代用監獄の存続を前提とする「未決拘禁者の処遇等に関する有識者会議」による「提言」を批判し、「えん罪の温床となる代用監獄制度の廃止を求める声明」を発表した。同提言に対する批判は、マスコミなどからも挙がっていた。

未決拘禁法案は、これらの批判や代用監獄の廃止を求める意見等があったにもかかわらず、代用監獄に法的根拠を与えて固定化させる内容となっており、到底受け入れがたいものである。

3 代用監獄制度は、刑事事件の被疑者や被告人など法律上無罪推定を受ける未決拘禁者について、捜査機関である警察署がその身柄を拘束・収容し続ける仕組みであって、自白の強要や人権侵害を生み、えん罪の温床となっている。

国際人権（自由権）規約9条3項などが、未決拘禁者について、速やかに捜査機関の下から裁判官または司法官憲の管理下に移行するよう求めていることに反する前近代的な制度である。

代用監獄については、1980年の法制審議会答申でも、これを漸減させるべきことが明記されていた。にもかかわらず、今回の未決拘禁法案は、代用監獄の廃止・漸減化の努力目標さえ明示することなく、警察が被疑者・被告人を拘禁し続けることに法的根拠を与える内容となっている。代用監獄に、法文上の設置根拠を与えることは、代用監獄を恒久化させるものにはかならず、警察権限の不当な拡大に道を開くものといわざるを得ない。

4 のみならず、未決拘禁法案には、現在は使用が中断されている防声具の使用を認め（213条）、弁護士の接見に対しても一時停止（219条）や施設管理上の支障を理由にした制限（220条）があり得ることを定めるなど、それ自体人権の侵害をもたらす重大な問題点が含まれている。

5 自由法曹団は、未決拘禁法案に反対し、えん罪の温床となる代用監獄制度の廃止を求めてたたかうものである。

2006年3月23日

自由法曹団団長 坂 本 修